

農地法第3条許可申請 } 所有権の移転
 使用貸借権の設定 } を行う場合に必要なもの
 賃貸借権の設定 }

必要なもの	部数	説明
農地法第3条の規定による許可申請書	1部	<ul style="list-style-type: none"> ●申請者氏名欄（譲渡人・譲受人）は、農業委員会にて自署した場合のみ押印不要です。これ以外は必ず押印（譲渡人は実印）してください。 ●本人が農業委員会の窓口に来られない場合は、委任状を提出してください。
一筆ごとの登記事項証明書 （全部事項証明書に限る）	各 1部	<ul style="list-style-type: none"> ●仙台法務局で交付を受けてください。一筆ごとに手数料がかかります。（地番間違いのないように交付を受けてください。） 仙台法務局（本局） <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市青葉区春日町 7-25 仙台第3法務総合庁舎 Tel.022-225-5611 ・塩釜支局：塩釜市袖野田町 3-20 Tel.022-362-2338 ・古川支局：大崎市古川旭 6-3-1 Tel.0229-22-0510 ・大和町吉岡コミュニティセンター1階 ：大和町吉岡字町裏 16 Tel.022-225-5767 （不動産と法人の登記事項証明、会社などの印鑑証明のみ取得可能） <ul style="list-style-type: none"> ●登記事項証明書に記載された住所と現住所が異なる場合は、住民票抄本等も添付してください。
譲渡人の印鑑証明書	1部	
農業者年金受給による経営移譲の場合 農地の生前一括贈与をする場合 世帯全員の名寄せ台帳の写し	1部	<ul style="list-style-type: none"> ●税務課で交付を受けてください。 ※譲渡人の現住所が異なる場合は、住民票抄本等を添付してください。 ※他市町村の農地は、所在する市町村から交付を受けてください。
譲受人の住所が大郷町でない場合 耕作証明書 住民票	1部	<ul style="list-style-type: none"> ●住所地の農業委員会から交付を受けてください。 ●住所地の窓口で交付を受けてください。

※許可後に必要な手続き

●所有権移転の方は登記手続きをしてください。			<ul style="list-style-type: none"> ●賃借権等設定の方は、農業委員会に備え付けの賃貸契約書を作成してください。 ●賃借契約書等を農業委員会へ1部提出してください。貸人・借人は各1部ずつを保管します。 ●農業者年金の手続きは、JAあさひな大郷支店の窓口へ行ってください。 （持参するもの：許可書・通帳・印鑑）
必要書類	部数	使用する印鑑	
譲渡人の印鑑証明書	1	実印	
譲受人の住民票	1	認印	
土地の権利証 譲渡人が保管しています。紛失した場合には、これに代わる書類（保証書）を代書人が作成します。			